

○就労定着支援サービス費

基本部分		注				
		就労定着支援員の負数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の負数が基準に満たない場合	就労定着支援計画が作成されていない場合	特別地域加算	
イ 利用者数20人以下	(1) 就労定着率が9割以上の場合	(1月につき3,200単位)	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	+240単位
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	(1月につき2,640単位)				
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき2,120単位)				
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	(1月につき1,600単位)				
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	(1月につき1,360単位)				
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	(1月につき1,200単位)				
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	(1月につき1,040単位)				
ロ 利用者数21人以上40人以下	(1) 就労定着率が9割以上の場合	(1月につき2,560単位)				
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	(1月につき2,112単位)				
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき1,696単位)				
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	(1月につき1,280単位)				
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	(1月につき1,088単位)				
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	(1月につき960単位)				
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	(1月につき832単位)				
ハ 利用者数41人以上	(1) 就労定着率が9割以上の場合	(1月につき2,400単位)				
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	(1月につき1,980単位)				
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき1,590単位)				
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	(1月につき1,200単位)				
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	(1月につき1,020単位)				
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	(1月につき900単位)				
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	(1月につき780単位)				
企業連携等調整特別加算		(1月につき240単位を加算)				
初期加算		(1月につき900単位を加算)				
就労定着実績体制加算		(1月につき300単位を加算)				
職場適応援助者養成研修了者配置体制加算		(1月につき120単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1月につき150単位を加算)				